江田島市大柿中学校校 長 八川 慎一

月

記入日 令和 年

## インフルエンザによる出席停止及び再登校について

平素から、本校の教育につきまして、ご理解とご協力を賜りましてありがとうございます。

さて、インフルエンザに罹患した場合は、学校保健安全法第19条の規定により、出席停止の措置を採ります。出席停止の期間中は、医師の指示に従って療養してください。欠席扱いにはなりません。また、病状が回復し登校する際には、必ず医師からの指示(登校許可)に従うとともに、下記の「インフルエンザに関する治癒報告書」に保護者の方が必要事項を記入し、再登校の際に学級担任に提出してください。

## 【出席停止について】

$\bigcirc$	学校におけ	る感染症の拡	大け防止を	目的と	する措置です。
$\cup$	丁区に切り		コントラノエム ご	$\mu \nu J \subset$	7 2 11 L C 7 o

$\bigcirc$	インフルエンザによる出席停止期間の基準(学校保健安全法施行規則第19条2項)は、「発症した
	後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては、3日)を経過するまで。ただし、病状に
	より学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めたときは、その限りではない。」とされて
	います。

江田島市立大柿中学校長様

インフルエンザに関する治癒報告書

次の通り、医師から集団生活が可能との許可が出ましたので、報告します。

44.

1	発症日:	月	日(発熱	等の	症状が出た	と日を記入してください)	
2	診断日:	月	日(病院	受診	に 日を記	!入してください)	
3	再登校:	月	日(登校	を再	開する日を	記入してください)	
4	診断型:イ	ンフルエン	ンザ【 A	В	その他(	)】(該当する項目に○をつ	けてください)
5	受診先医療	<b>療機関名</b>	:[			1	
6	(再登校に	ついての	医師の指	示事:	項など		

平	桕	<b>一</b>	生促名	
			促罐夹夕	
			木n受付 /1	

参考:インフルエンザの解熱の考え方

	発症後 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	発症後 7日目	発症後 8日目	発症後 9日目	発症後 10日目
発熱期間 1日の場合	े 🎇	Ç.				<b>→</b>	登校 可能				
発熱期間 2日の場合	8	$\longrightarrow$	<b>)</b>			<b>→</b>	登校 可能				
発熱期間 3日の場合	8		<b>─</b>	<u>Ş</u>			登校 可能				
発熱期間 4日の場合	8 <b>∰</b>			<b>─</b>	<b>(</b>	<b>→</b>	登校 可能				
発熱期間 5日の場合	S 🗳				$\longrightarrow$	<u></u>	<b>→</b>	登校 可能			
発熱期間 6日の場合	<b>~</b>					$\longrightarrow$	<u> </u>	$\longrightarrow$	登校 可能		
発熱期間 7日の場合	े 🍣						$\longrightarrow$	<u> </u>	<b>→</b>	登校 可能	

※一日の中で平熱と発熱があった場合は、発熱日として数えます。一度解熱して、再度発熱した場合は最後の解熱日から計算します。